

会 議 の 要 旨

会議の名称	令和元年度第3回川越市地域包括支援センター等運営協議会
開催日時	令和2年2月12日(水) 14時00分 開会 ・ 15時10分 閉会
開催場所	川越市保健所大会議室
会長氏名	齊藤正身会長
出席委員氏名	望月副会長、渡邊委員、山田委員、小川委員、岩田委員、岡持委員、井岡委員 入江委員、大友委員、岡野委員、夏目委員、師岡委員(13名)
欠席委員氏名	本間委員、原委員
事務局職員氏名	福祉推進課 土屋副部長、丸山副主幹 介護保険課 貫井副課長、円城副主幹、猪鼻副主幹、野村主査 健康づくり支援課 勝村副課長、長澤副主幹 地域包括ケア推進課 荻野課長、富田副課長、佐藤副主幹、門倉主査、吉川主査
オブザーバー	川越市地域包括支援センターキングス・ガーデン 安原氏 〃 小仙波 渡邊氏 〃 連雀町 石井氏・仲氏 〃 よしの 寄藤氏 〃 たかしな 原島氏 〃 みずほ 佐々木氏 〃 だいとう 赤沼氏 〃 かすみ 高梨氏 〃 みなみかぜ 高橋氏 (9包括10名)
会議次第	1 開 会 2 会長あいさつ 3 諮 問 4 報 告 (1) 令和元年度第2回地域包括支援センター等運営協議会要旨について (2) 認知症初期集中支援チームの活動状況について (3) 地域包括支援センター連雀町・在宅医療拠点センターの 「すくすく(子育て安心施設)」への移転(案)の一部変更について (4) 地域包括支援センター小仙波の移転について (5) 地域密着型サービス事業所の選定等について 5 議 事 (1) 地域密着型サービスの利用基準について (2) 予防給付ケアプラン委託居宅介護支援事業所の承認について (3) 令和2年度地域包括支援センターの運営方針(案)について 6 その他 7 閉 会

配布資料	<p>1 次第</p> <p>2 資料1 令和元年度第2回地域包括支援センター等運営協議会会議要旨</p> <p>3 資料2 認知症初期集中支援チームの活動状況</p> <p>4 資料3 「地域包括支援センター連雀町」及び「在宅医療拠点センター」の「すくすくかわごえ（子育て安心施設）」への移転（案）の一部変更について</p> <p>5 資料4 川越市地域包括支援センター小仙波移転のお知らせ</p> <p>6 資料5 地域密着型サービス事業所の選定等について</p> <p>7 資料6 地域密着型サービスの利用基準について</p> <p>8 資料7 予防給付ケアプラン委託居宅介護支援事業所の承認について</p> <p>9 資料8 令和2年度 川越市地域包括支援センター運営方針（案） （当日資料）</p> <p>○第7回医療介護フォーラムのリーフレット</p>
------	--

## 議 事 の 経 過

### 1 開会

### 2 会長あいさつ

### 3 諮問

### 4 報告

・傍聴人の確認 〈傍聴人なし〉

#### (1) 令和元年度第2回地域包括支援センター運営等協議会会議要旨について

【資料1】を基に事務局より報告・説明する。

介護保険課より、P5、P6の①予防給付の委託を居宅介護支援事業所が受けやすい仕組み作り②介護保険のパンフレットの医療機関への配布について説明。

①予防給付の委託を居宅介護支援事業所が受けやすい仕組み作りについては、居宅介護支援事業所実態調査において、委託を受けられない理由を聞いている。現在、調査は集計中であり、結果をふまえて検討をしていきたい。

②介護保険のパンフレットの医療機関への配布については、川越市医師会の協力のもと、医療機関に配布をして頂けることとなった。

・質疑・応答なし

#### (2) 認知症初期集中支援チームの活動状況について

【資料2】を基に事務局より報告・説明する。

意見・質疑等

〈委員〉スライド5の世帯構成で、単身世帯の方はどのような経緯で支援の対象者となったのか。また、スライド6の要介護認定の状況で「認定なし」の19名の方は孤立した状態から支援につながったと思われるが、どのような状況であったか。最後に、認知症初期集中チームが活動を始めて4年で支援対象者が54件というのは、どのように考えているか。

〈事務局〉単身世帯の方は、別居している親族や近隣住民から地域包括支援センター相談があり、認知症初期集中支援チームの支援につながっている。また、「認定なし」の方については、地域包括支援センターは、要介護認定の必要性があれば要介護認定に向けアプローチを行うが、長年受診をしておらず受診につながらない状況などから、要介護認定に至らないことが多く見受けられる。

また、4年で54件という実績については、件数が多いから機能しているといった事業ではないと考えている。近隣市の状況でも1年で10件未満の自治体が多く、認知症初期集中支援チームという多職種での認知症への支援体制をつくること、また、チーム以外の医療機関や関係機関と支援体制を構築していくなどの、多職種による支援の環境づくりを目的としている事業と考えている。

〈委員〉単身世帯などの方が、地域包括支援センターに相談につながる課程がわかってくると、認知症初期集中支援チームの活動が行いやすくなると思われる。

〈委員〉本人や家族が地域包括支援センターに相談することがハードルが高いということがある。埼玉県モデル事業を実施している川島町では、住民が主催するつどいの場において「ここはお楽しみ場ではなく助け合いの基盤となる場」であることをお伝えしてきた結果、つどいの場のスタッフに気になる方の情報が入るようになり、地域包括支援センターへの相談につながっている。また、認知症の方に対して、ご近所がチームをつくり見守っていく動きにもつながった。認知症の方への支援は、専門家だけではなく地域住民の方々による助け合いや、相談しやすいところにつながる環境をつくることが大切である。

〈会長〉認知症初期集中支援チームの活動件数が少ないところでも、ネットワークができており医療機関にすぐつながる環境があるなど、数字で状況を判断することは難しい。また、地域でのネットワークや助け合いの状況についても、今回の実績においては数字には表れてこない。

なお、資料作成は、数字やグラフだけではなく、グラフのポイントとなる点を一言でも記載してもらえると、その先の議論が行えるため改善してほしい。

### (3) 地域包括支援センター連雀町・在宅医療拠点センターの「すくすくかわごえ（子育て安心施設）」への移転（案）の一部変更について

【資料3】を基に事務局より報告・説明する。

意見・質疑なし

### (4) 地域包括支援センター小仙波の移転について

【資料4】を基に事務局より説明する。

意見・質疑等

〈会長〉小仙波や連雀町などの移転による地域包括支援センターの名称変更を検討する場合は、名称変更による看板の付け替えなどの費用がどの程度必要かも含めて検討してもらいたい。

### (5) 地域密着型サービスの選定等について

【資料5】を基に事務局（介護保険課）より説明する。

意見・質疑等

〈会長〉地域密着型通所介護は、何箇所まで整備することを考えているのか。川越市内は、通所介護を合わせ100箇所にせまり、多い状況もあると思われるが。

〈事務局〉前年度行った調査では、通所介護について飽和であるとの回答があった。現在、次期介護保険計画の作成するための調査を進めているので、分析をした結果、場合によっては、次期介護保険計画では何かしらの対策を検討することを考えている。

〈会長〉今は、介護保険サービス以外の多様な取組みを進めていこうとの流れがある中で、介護保険サービスが増えていくということもあり質問させて頂いた。

## 5 議事

### (1) 地域密着型サービスの利用基準について

【資料6】を基に事務局（介護保険課）より説明する。

※承認される。

#### 意見・質疑等

〈会長〉隣接する市町村との関係での難しさはある。利用者の利便性を考えすすめていけたらよい。

〈包括〉川越市の方がふじみ野市の地域密着型サービスを利用する場合など、市町村の同意はどのように得るのか。

〈事務局〉ふじみ野市の地域密着型サービスを利用したい旨を川越市に申し出をして頂き、川越市からふじみ野市に同意の依頼を行う。同意を得られたら川越市が指定する流れになる。

### (2) 予防給付ケアプラン委託居宅介護支援事業所の承認について

【資料7】を基に事務局より説明する。

※承認される。

### (3) 地域包括支援センターの運営方針について

【資料8】を基に事務局より説明する。

※承認される。

#### 意見・質疑等

〈委員〉前回の会議において、地域包括支援センター職員の加配について検討したが、今回の認知症地域支援推進員の配置との関係性はどのようになっているのか。

〈事務局〉加配については、現在も進めている。認知症地域支援推進員は新たに人員を配置するというのではなく、現在の地域包括支援センターの活動を認知症地域支援推進員として活動を行い、認知症の事業を進めていくといった位置づけの明確化を行うもの。

〈委員〉認知症地域支援推進員は、3職種であること条件はあるのか。

〈事務局〉そのとおり。

〈委員〉認知症地域支援推進員を配置するにあたり研修はあるのか。

〈委員〉ももとは、国の研修を受講することが要件であったが、現在は、研修を受けた者が研修内容を伝達研修を行うこととされている。

〈会長〉認知症地域支援推進員を配置するにしても、タイムスタディをするなど働き方や実際に効果的な業務が行えるかを考えていかななくてはならない。

〈事務局〉業務負担を含め検討していきたい。

〈委員〉市に配置されている認知症地域支援推進員と地域包括支援センターに配置される認知症地域支援推進員の役割の違いは。

〈事務局〉市の認知症地域支援推進員は、認知症施策の企画・立案、地域包括支援センターの認知症地域支援推進員は、日々の認知症の相談支援からオレンジカフェなどの既存の事業を展開し、地域の認知症の支援体制づくりを行っていくことが想定される。

## 6 その他

〈事務局〉

医療介護フォーラムのチラシを基に事務局よりご案内する。

次回会議は、日時が決まり次第、連絡をする旨を説明。

## 7 閉会